

大規模小売店舗立地法に基づく変更のお知らせ

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づき当該店舗の閉店時刻を変更する旨の届出を令和8年7月31日付けで大阪市長に対して提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 松下 IMPビル
所在地 大阪府中央区城見一丁目3番7号

2. 設置者の名称及び住所

名 称 三井住友信託銀行株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3. 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ファミリーマート	午前7時00分	午後11時00分	-
ミニストップ株式会社	午前7時00分	午後11時00分	-
株式会社マツキョ ココカラ&カンパニー	午前10時00分	午後10時00分	-
その他小売業者	午前11時00分	午後8時00分	-

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ファミリーマート	午前7時00分	午後11時30分	-
ミニストップ株式会社	午前7時00分	午後11時30分	-
株式会社マツキョ ココカラ&カンパニー	午前10時00分	午後10時00分	変更無
その他小売業者	午前11時00分	午後8時00分	変更無

4. 変更する年月日

令和8年9月30日

<お問合せ先>

株式会社エスパシオコンサルタント(担当 宮本)
電話番号:06-6233-7111(午前10時から午後5時まで平日(月~金))

<届出書の縦覧及び意見書の受付先>

場所 大阪府 経済戦略局 産業振興部 産業振興課
※午前9時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)
住所 大阪府住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's 棟 南館4階
期間 令和8年8月18日(火)から令和8年12月18日(金)まで